

八街市指定給水装置工事事業者の指定に関する手続き案内

指定給水装置工事事業者制度とは、水道工事業者からの申請により、給水装置工事の新設、改造、修繕、撤去を適正に施工することができる認められる水道工事業者を、水道法に定める指定要件に基づき、「給水装置工事事業者」として各事業者(八街市)の水道事業管理者が指定する制度をいいます。

1. 新規指定または更新申請について

必要書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)※裏面もあるので注意

営業所の案内図及び平面図

営業所(看板を含む)の外観及び内部写真

法人：定款の写し(原本証明文を記載し、代表者印を押印したもの)

登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)

個人：住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)

- ・機械器具調書(別表)

各機械器具ごとの写真

- ・誓約書(様式第2)

- ・誓約書(八街市給水装置工事事業者規則第5条第3項ウに該当しない誓約)

- ・給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第3)

給水装置工事主任技術者免状の写しまたは給水装置工事主任技術者証(カードタイプ)の写し

給水装置工事主任技術者を雇用していることを証明する書類

- ・給水装置工事事業者確認事項書(新規・更新)

- ※ 書類はA4を標準とする。写真についてはA4に複数枚を貼り、写真タイトルを付けること。
- ※ 「給水装置工事事業者確認事項書(新規・更新)」に記載された内容は、市ホームページで公表することを目的としています。
- ※ 新規指定の指定証交付時に手数料として20,000円が必要となります。
- ※ 指定更新の指定証交付時に手数料として10,000円が必要となります。
- ※ 石綿管施工時には、申請書に下記修了証のどちらかを添付していただきます。
- 労働安全衛生法による技能講習修了証(石綿作業主任者技能講習)の写し(2006年4月1日以降)
- 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し(2006年3月31日以前)

2. 指定内容変更の届出について

対象：(ア)事業所の所在地の変更

(イ)代表者の氏名の変更

(ウ)役員の氏名の変更

(エ)届出済みの主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号の変更

※注意：当該変更のあった日から30日以内に届出を行ってください。

(八街市指定給水装置工事事業者規程第7条)

必要書類

(ア)事業所の所在地の変更

・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式10)

営業所の平面図及び案内図

営業所(看板を含む)の外観及び内部写真

法人：定款の写し(原本証明文を記載し、代表者印を押印したもの)

登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)

個人：住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)

八街市指定給水装置工事事業者指定証(返却)

(イ)事業所の名称及び代表者の氏名の変更

・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式10)

法人：定款及び登記事項証明書

個人：住民票の写し

八街市指定給水装置工事事業者指定証(返却)

・誓約書(様式第2)；代表者について変更がある場合添付

・誓約書(八街市給水装置工事事業者規則第5条第3項ウに該当しない誓約)；代表者について変更がある場合添付

(ウ)役員の氏名の変更

・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式10)

法人：定款及び登記事項証明書

・誓約書(様式第2)

・誓約書(八街市給水装置工事事業者規則第5条第3項ウに該当しない誓約)

(エ)届出済みの主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号の変更

・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式10)

給水装置工事主任技術者免状の写しまたは給水装置工事主任技術者証(カードタイプ)の写し

※ 主任技術者の新規の選任又は解任の場合は、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)」を提出してください。

3. 主任技術者の選任及び解任の届出について

必要書類

- ・ 給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第3)

選任の場合：給水装置工事主任技術者免状の写し

または給水装置工事主任技術者証(カードタイプ)の写し

※注意：該当事由が発生した日から2週間以内に届出を行ってください。

(八街市指定給水装置工事事業者規程第12条)

4. 指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出について

- ※ 廃止・休止：当該廃止又は休止の日から30日以内に届出ること

(八街市指定給水装置工事事業者規程第7条)

再 開：当該再開の日から10日以内に届出ること

(八街市指定給水装置工事事業者規程第7条)

必要書類

- ・ 指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書(様式第11)

※ (廃止の場合)指定給水装置工事事業者指定証を返却

5. その他

- ※ それぞれ届出期限が異なりますので、注意してこれを遵守して下さい。
- ※ 記入方法の見本、申請・届出様式が八街市役所ホームページの申請書ダウンロードページに掲載されていますので参考にしてください。
- ※ 規程の届出期限を過ぎた場合は、指定の取り消しとなる場合もありますので注意してください。
- ※ 郵送による申請を受付いたします。(郵便代金は申請者負担になります。) 新規申請と更新申請の場合、返信用封筒を2部を同封してください。(レターパック、角2封筒等。納入通知書、指定証の送付に使用します。) 郵送先 〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35番地29 八街市上下水道課行